

インフルエンザ等学校感染症への対応について

ご子息の健康状態を把握して、発熱等の症状が見られた場合には、登校を自粛して速やかに医療機関で受診させてください。

インフルエンザ等の学校感染症の場合には、出席停止となり欠席にはなりません。また、試験中の欠席に関しては、学校感染症のための欠席でなくても、成績処理のため必ず「病気欠席届」を提出してください。

1. インフルエンザと診断された場合、必ず学校にご連絡ください。回復し、出席停止の期間が過ぎましたら、「出席停止届」に医師の証明をもらい担任に提出してください。
2. 発熱等の症状が見られ医療機関を受診したが、インフルエンザでないと診断された場合は、「インフルエンザの疑いによる通院証明書」を医師に証明してもらい、担任に提出してください。提出することにより、通院当日は遅刻・早退・欠席いずれの扱いもいたしません。